

議事録

審議会等名	令和3年度第2回つくばみらい市都市計画審議会
開催日	令和3年10月5日（火曜日）
開催場所	つくばみらい市役所 谷和原庁舎2階 第1・第2会議室
出席者	出席委員 齊藤常夫会長 伊藤正実委員・直井高宏委員・今川英明委員・根岸・江委員・松本譲二委員・丸山正美委員・間根山清委員・八木岡京子委員・青木秀委員・水越賢一委員・大郷秀樹氏（萩野谷剛委員代理）・蛭原規行氏（大石直人委員代理） 欠席委員 なし 事務局 都市建設部 石島部長 都市計画課 荒井課長・藤倉課長補佐・荒川主査・高野主事 プロジェクト推進課 古谷課長・笠見主査 傍聴人 2名
議題	審議事項（1） つくばみらい都市計画 つくばみらい福岡地区 地区計画の決定について
議事概要	1 開会 2 あいさつ 3 議事 審議事項（1） つくばみらい都市計画 つくばみらい福岡地区 地区計画の決定について ・6月22日に開催した都市計画審議会において諮問し、住民説明会や各種法的手続きを行ってきた。今回、つくばみらい福岡地区地区計画の決定について、審議を行い、答申のとりまとめを行った。なお、委員から質疑はなく、原案のとおりとする答申となった。 4 その他 （報告事項） 立地適正化計画における都市インフラの老朽化の位置付けについて ・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が令和2年9月に施行された。これにより、令和2年3月に策定した立地適正化計画に位置付けた居住誘導区域と都市機能誘導区域において、老朽化した都市計画施設の改修に関する事業を記載することができるようになり、通常の都市計画事業と同様に都市計画税を充当して改修事業を進めることができることとなる。

	<p>(質疑) 委員：都市計画税は年間約4億円の税収と資料に記載しており、10年で約40億円の税収となる。今回の法改正で、老朽化した都市計画施設の改修事業に都市計画税を充てられるということだが、今までは小絹地区や伊奈東地区の改修事業はどのように行い、また今後はどのような配分で改修事業を行うのか。</p> <p>(回答) 事務局：今までは市の一般財源を都市計画施設の改修事業に充てていた。今後については、今回の制度の改定により、都市計画税も充てることができるため、選択肢が広がることになる。都市計画税の使い道としては、平たく言うと実質上、今までは新規の都市計画事業や区画整理事業、既に実施した事業の借入金への償還などにしか充てることができなかった。今後については都市機能誘導区域内や居住誘導区域内における、都市計画施設の改修事業にも充てることができるようになるため、都市計画税の使い道が広がる。</p> <p>5 閉会</p>
<p>そ の 他</p>	<p>配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 資料1 つくばみらい都市計画 つくばみらい福岡地区 地区計画の決定について ・ 資料2 立地適正化計画における都市インフラの老朽化の位置付けについて ・ 資料3 パワーポイント説明用資料 ・ その他資料 <p>つくばみらい市都市計画審議会委員名簿</p> <p>つくばみらい市都市計画審議会条例</p>